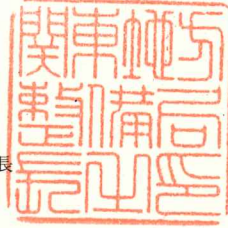


行政文書開示決定通知書

様

関東地方整備局長



令和7年9月9日付けで請求され、令和7年9月16日付けで受理しました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

〔行政文書名〕

(令和7年度事業概算要望) 参考様式(みどりの取組)
(令和7年度事業概算要望) 平塚市都市公園整備計画(海岸エリア)案
(令和7年度事業概算要望) 別紙2
(令和7年度事業概算要望) 様式1
(令和7年度事業概算要望) 様式2
(令和7年度事業概算要望) 様式3-0
(令和7年度事業概算要望) 様式3-3-2
(令和7年度事業概算要望) 様式4.5
(令和7年度事業概算要望) 様式8-22
(令和7年度事業概算要望) 様式9
(令和7年度事業本要望) 参考様式(みどりの取組)
(令和7年度事業本要望) 平塚市都市公園整備計画(海岸エリア)第2期
(令和7年度事業本要望) 別紙2
(令和7年度事業本要望) 様式1
(令和7年度事業本要望) 様式2
(令和7年度事業本要望) 様式3-0
(令和7年度事業本要望) 様式3-3-2
(令和7年度事業本要望) 様式8-22

〔請求文書名〕

神奈川県平塚市における「湘南海岸公園龍城ヶ岡ゾーン整備・管理運営事業」にかかる社会資本整備総合交付金についての以下の文書。

(1) 令和6年5月から令和7年2月までの間に平塚市と関東地方整備局の間で行った当該交付金に関する協議等の記録及びその際の資料の一切。

2 不開示とした部分とその理由

なし

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

* また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

(実施の方法) 写しの交付(CD-R)

なお希望された開示の実施方法と異なる方法を希望される場合は開示手数料が変動することがありますので

開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ関東地方整備局情報公開室までご連絡ください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について 開示の実施を受けた場合 の基本額	開示実施手数料※
電磁的記録 18 ファイル	CD-Rに複写した ものの交付	CD-R1枚につき100円に、1ファイルにつき210円を 加えた額	3,880円	3,580円

※開示実施手数料…「開示の実施方法等申出書」に貼付する収入印紙の額
(行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額-控除額30.0円)

請求者が写しの交付(CD-R、DVD-R)にて自身の複数の請求案件について同時に開示の実施の申出を行う場合は、案件毎ではなくCD-R等に開示文書をまとめて開示の実施を受けることができます。その場合は、改めて額の算定を行うので、「開示の実施方法等申出書」を提出する前にあらかじめお問い合わせ下さい。

(2) 開示を実施することができる日時、場所

「開示の実施方法等申出書」が提出された日の3日後から2ヶ月後まで(土・日・祝祭日を除く)
の9:30から11:45、13:00から16:45まで

場所: 関東地方整備局情報公開室

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

日数: 「開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料(見込み額): 180円 (CD-R1枚の場合)

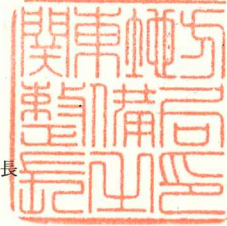
* 関東地方整備局情報公開室

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館

TEL 048-601-3151 内線2027、2028

※開示の実施方法等の申し出は、この通知を受けた日から30日以内に行ってください。

行政文書開示決定通知書



関東地方整備局長

様

令和7年9月9日付けで請求され、令和7年9月16日付けで受理しました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

〔行政文書名〕

令和03年09月09日付国官会第13295号
社会資本整備総合交付金交付決定通知書（案件番号：0000336414）
令和07年09月18日付国官会第13090号
社会資本整備総合交付金交付決定通知書（案件番号：0000675947）

〔請求文書名〕

神奈川県平塚市における「湘南海岸公園龍城ヶ岡ゾーン整備・管理運営事業」にかかる社会資本整備総合交付金についての以下の文書。

（2）平塚市に当該交付金に関する事項として通達したすべての通知文書。

2 不開示とした部分とその理由

なし

- * この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- * また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

（実施の方法）写しの交付（CD-R）

なお希望された開示の実施方法と異なる方法を希望される場合は開示手数料が変動することがありますので開示の実施方法の申出をする前にあらかじめ関東地方整備局情報公開室までご連絡ください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 （算定基準）	行政文書全体について 開示の実施を受けた場合 の基本額	開示実施手数料※
電磁的記録 2 ファイル	CD-Rに複写した ものの交付	CD-R1枚につき100円に、1ファイルにつき210円を 加えた額	520円	220円

※開示実施手数料…「開示の実施方法等申出書」に貼付する収入印紙の額
（行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額－控除額300円）

請求者が写しの交付（CD-R、DVD-R）にて自身の複数の請求案件について同時に開示の実施の申出を行う場合は、案件毎ではなくCD-R等に開示文書をまとめて開示の実施を受けることができます。その場合は、改めて額の算定を行うので、「開示の実施方法等申出書」を提出する前にあらかじめお問い合わせ下さい。

(2) 開示を実施することができる日時、場所

「開示の実施方法等申出書」が提出された日の3日後から2ヶ月後まで（土・日・祝祭日を除く）

の9：30から11：45、13：00から16：45まで

場所：関東地方整備局情報公開室

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料（見込み額）：180円（CD-R1枚の場合）

* 関東地方整備局情報公開室

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館
TEL 048-601-3151 内線2027、2028

※開示の実施方法等の申し出は、この通知を受けた日から30日以内に行ってください。